

番号	意見・質問	委員名	項目等	御意見・御質問等	事務局・事業者の見解
1	質問	佐藤委員	レッドリスト種への対応	レッドリスト掲載種について、どういう対応（見解）かを教えて頂きたい。	計画地やその周辺で、いくつかのレッドリスト掲載種が確認されています。環境影響評価書によれば、動物はP293からP397、植物についてはP398からP427に影響予測が記載され、影響はないとされています。 動植物は、時間と共に移り変わるため、工事着手前までに対象事業実施区域等において、希少な動植物が新たに確認された場合は、改めて事業による影響評価を行い、実行可能な範囲で保全措置を検討することとしており、適切な保全措置が講じられると考えています。
2	意見	佐藤委員	クロマツ林の保全について	資料4のP3に庄内砂丘のクロマツ林について記述があり、対応状況が書かれておりますが、その他に現在、松枯れ被害が激しく、地元森林組合が対応に苦慮している状況です。このことから、風力発電建設によって、被害の拡大が発生し先人が防風林として営々と管理してきた松林に影響があってはならないと考えております。ぜひ、県の森林研究研修センターなど専門機関に意見を頂いた方が良いと思われま	風力発電建設によって、松枯れ被害が拡大する等の影響は不明です。近接地に建設された風力発電（7基）においても、建設後周辺の松枯れが拡大したという報告等はありません。 また、県森林研究研修センターにも確認しましたが、そうした報告等はないとのことでした。 なお、クロマツ林への配慮等は、評価書6-7植物の項目の6-7-3 P427に記載されています。
3	質問	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	改変域の植生復元	環境影響評価書P19に「風力発電機の工事、資材搬入に係る土地改変の範囲は、工事終了後、風力発電機が設置される部分以外は植生工等を実施し、現状復帰をする計画である。」との記載があり、また、P427には「改変区域の植生の早期回復を図るため、かやす覆砂工等の植生工を実施する。」との記載があるが、植生工等を実施する改変域とは切盛土部分のみか、或いは鉄板敷設域を含めた部分かが不明確なことから、図面により植生工を実施する場所と植生工の種類（予定される工種）について御教示ください。この際、鉄板敷設域にはアキグミ群落も分布しており、鉄板の敷設に当たっては、伐採・除根等を伴う土地改変が生じる可能性を考慮ください。	植生工等を実施する場所は、改変域である切盛土部分、鉄板敷設箇所を含めた部分となります。 また、植栽工は、「かやす覆砂工」や「わら静砂工」を施工し、ハマナス又はアキグミで植栽します。 なお、植栽工の施工に当たっては、関係各所の指導を受けながら、適した工種を採用いたします。 ※別添修景図を参照ください。
4	質問	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	表土の再利用	土地改変域において、外来種であるオオハマガヤ分布域に、在来種であるハマナス群落やアキグミ群落の表土を再利用することで、在来植生を増やすことが望まれるが、そのような取り組みを行う考えがあるか御教示ください。	在来種であるハマナス群落やアキグミ群落の表土を再利用することも検討しましたが、表土を掘削時のまま維持し、再利用することは技術的に難しいため、新たに在来種で植栽を実施する計画としております。
5	質問	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	風車の設置間隔	風車の設置間隔を御教示ください。	環境影響評価書P27に記載のとおり、約250m間隔となります。

番号	意見・質問	委員名	項目等	御意見・御質問等	事務局・事業者の見解
6	意見	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	風車稼働騒音の予測	環境影響評価書P250、「図6-2-1-2」の騒音レベルのコンター図において、中央の風車付近のみで騒音レベルが高くなっているのは不自然であり、予測計算或いは作図の正確性が疑われる。適切な図を再提示ください。この際、半自由空間での点音源の距離減衰式による予測では、St. 3から470m離れた風車からの騒音が41.8dBになることを考慮ください。	本来であれば、事前意見の6、7-①から7-⑤までについては、平成27年3月20日に開催した平成26年度第2回山形県環境審議会自然環境部会における当該事業の環境影響評価準備書への意見として提出されることが適当であったと考えますが、環境影響評価書により説明できますので、以下によりお答えします。  中央の風車(2号機)は、2箇所騒音源(1、3号機)に挟まれた位置にあるため、他号機より高い値となるものです。 図面はメッシュを切って予測値を計算し、作図しています。風車から500m程度(集落地付近)までは50mメッシュ、それよりも遠いところは100mメッシュで予測値を計算し作図しており、この結果P250の図面となるものです。
7-①	意見	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	景観調査結果及び影響予測	表6-9-1(1)「主要な眺望点の状況」(P458-459)に鳥海国定公園の利用施設である東北自然歩道を追加する必要があります。	一般的な環境影響評価の項目の選定と、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて(平成25年3月29日付け、環境省自然環境局国定公園課長通知。以下、「ガイドライン」という。)」は選定項目が同一でないため、混乱しないよう、あらかじめ評価書本文と検討報告書に分けて選定、評価しており、鳥海国定公園の利用施設である東北自然歩道から見た景観評価は、検討報告書に記載されています。
7-②	意見	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	景観調査結果及び影響予測	表6-9-4「眺望景観の変化の程度」(P489)に鳥海国定公園の利用施設である東北自然歩道を追加する必要があります。また、眺望景観への影響は、東北自然歩道の最南端であり、利用拠点ともなっている十里塚園地(海水浴場)を視点場として選定するとともに、主たる展望方向は十里塚園地から南方向を展望した場合を加え、評価する必要があります。東北自然歩道の利用者の主たる展望方向は、特に北から南方向に歩いた場合、北から南を見る方向が主たる展望方向になります。歩道における展望地の捉え方については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて(平成25年3月29日付け、環境省自然環境局国定公園課長通知。以下、「ガイドライン」という。)」のP10において、「以下の考え方で眺望利用が生じる、生じやすい地点・区間を抽出すること」とされています。 ・付帯施設として展望利用のための施設が現存する(執行されている)地点 ・停止して眺望利用が生じる可能性のある地点(駐車帯、休憩施設等) ・その他眺望良好区間(特に公園の境界部、峠・岬等の眺めの変換点等)	当該東北自然歩道は、主要な利用施設間(北から三崎公園、湯ノ田温泉、十六羅漢園地、西浜海水浴場、十里塚園地(海水浴場))を結ぶように計画、整備されています。 事業者は、ガイドラインP10に記載されているとおり、歩道における展望利用のための施設、停止して眺望利用が生じる可能性のある地点及びその他眺望良好区間として、三崎公園、十六羅漢園地、西浜海水浴場、十里塚園地及び東北自然歩道におけるその他の眺望良好地点を視点場として選定し、ガイドラインに基づいた評価を行っています(検討報告書P35～50)。

番号	意見・質問	委員名	項目等	御意見・御質問等	事務局・事業者の見解
7-③	意見	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	景観調査結果及び影響予測	上記①及び②については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン検討報告書（平成27年9月、株式会社ゆぎウインドファーム）」にも追加する必要があります。	上記7-①、7-②の見解と同じ。
7-④	意見	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	景観調査結果及び影響予測	東北自然歩道の十里塚園地からの眺望景観への影響については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン検討報告書（平成27年9月、株式会社ゆぎウインドファーム。以下、「検討報告書」という。）」P52によると、垂直見込み角が2.35度です。主たる展望方向を北から南を眺望することとして評価したばあい、ガイドラインのP26「③-2及び3 風力発電施設が主眺望方向に介在する場合」における「垂直見込み角が過大である場合」に該当する可能性があり、事業計画の修正が必要となる可能性があります。また、検討報告書P61には、「既存の風力発電施設との連続性を勘案した配置とすることで配置に法則性を持たせ、煩雑な印象を低減することとする」とありますが、既存の風力発電施設は防災林よりも陸側にあることから、法則性があると評価することは疑問があります。このことは、ガイドラインP36の写真14の例からも推測されるものです。	十里塚園地（海水浴場）からは南北の海岸線と日本海を180°を超える範囲で眺望できますが（検討報告書P50）、この中で主眺望方向は日本海であることから、事業者は、風力発電施設が主眺望方向に介在しないと判断しています（検討報告書P52）。このため、ガイドラインP26「③-1 風力発電施設が主眺望方向に介在しない場合」に該当するものです。 十里塚園地（海水浴場）から風力発電施設を眺望した場合の垂直見込み角は2.35°であることから、事業者は、景観への支障の可能性があるかと判断しています（検討報告書P52）。しかし、視軸となる海岸線に沿うように風力発電施設が建設されること、既設の火力発電所等の人工構造物も合わせて視認できること等から、不安定な印象や違和感を感じることはないとしています。 また、既存の風力発電施設との連続性を勘案した配置とすることで配置に法則性を持たせ、煩雑な印象を低減すること及び背景の空となじみやすいとされるライトグレーとすることで、眺望への支障は十分に回避・低減されていると評価しています（環境影響評価書P31、検討報告書P61）。 その状況については、風力発電施設を建設した場合のフォトモンタージュ（検討報告書P60又は評価書P504～506）で確認することができます。
7-⑤	意見	坂川特別委員（東北地方環境事務所）	景観調査結果及び影響予測	夏季の十里塚海水浴場から南方向を眺望した将来予測（P505）において、南に向かって伸びる道路上に風力発電施設を建設する位置関係となることから、ガイドラインのP34における「視軸上に構造物が出現した場合」に該当し、眺望への支障が大きくなっている可能性があります。 また、防災林よりも海側に計画されていることから、ガイドラインのP35における眺望の支配線（植生界）に沿った配置であるか疑問があり、眺望への支障が大きくなっている可能性があります。	十里塚園地（海水浴場）からは南北の海岸線と日本海を180°を超える範囲で眺望できますが（検討報告書P50）、この中で主な眺望方向は日本海となり、この場合の視軸は海岸線と考えられます。 なお、評価書P505の写真に見える道路は、海岸保全施設工事用の道路であり、一般に利用されている道路ではありません。また、この道路は強風による飛砂により毎年埋まり、海岸管理者が必要に応じて開設していることから、展望の視軸とはなり得ないものと考えます。 また、前述のとおり、主な眺望方向は日本海ですが、海水浴場から南側を見た場合の支配線（植生界）については、砂浜部分の起伏により視認されないため、同線を考慮する必要はないものと考えます。